

【事前相談書の提出が必要ない変更事例】

肥料登録済みの普通肥料について、原料や材料、生産工程を変更した場合であっても、肥料の品質への影響が小さい場合については、事前相談を行う必要はありません。

この場合は、登録更新時に変更点を反映した更新申請書を作成して担当農政局へご提出下さい。

ご注意ください！

下表の事例に該当しても、肥料の名称、肥料の種類、有効期限、保証成分量、BSE 規制に係る製造基準等に影響が及ぶ場合には、新規登録の手続きや別途変更の手続きが必要になることもあります。

肥料の品質への影響が小さいと思われる具体的な事例は以下のとおりです。

【主成分を保証する肥料】

	品質への影響が小さいと考えられるケース	具体的な例
原料を変更する場合	原料として使用する肥料を、同一種類間で変更する場合	・ 配合肥料の原料として使用している化成肥料Aを化成肥料Bへ変更する
	保証成分量やその他の規格に影響を与えない範囲で他の原料で代用や併用をする場合や、定常的に使用してきた原料について、使用しないケースが想定される場合	・ 硫酸アンモニアと塩化アンモニアを代用、併用する場合の追加記載。 ・ 原料を使用しないケースにおいて生産工程の概要（備考）への「ただし〇〇は使用しない場合がある」の追加記載
	法改正に伴い肥料の種類名が変わる場合や、更新申請書に原料規格への適合性等の追記が必要な場合	・ 副産りん酸肥料を副産肥料に書き換える場合。
	原料の調達先の社名が変更された場合	
材料を変更する場合	使用する材料の使用量を低減する場合 注意（大幅に材料の使用量を減らした際は設計に変更が生じるため、保証成分量への影響に注意すること）	

	定常的に使用してきた材料について、使用しないケースが想定されるようになった場合	・施行規則第4条第4号への「ただし〇〇は使用しない場合がある」の追加記載
	自社におけるこれまでの使用実績の範囲、又は告示において示された <u>指定混合肥料に使用できる材料</u> の範囲内で使用する材料を追加または変更する場合	・自社のA肥料において5%以下の使用実績がある固結防止材について、B肥料における同資材の使用量を2%から5%に増量する場合
	使用する材料の商品名が変更された場合	
生産工程を変更する場合	生産工程が同一の生産事業場が新たに追加された場合又は削除された場合 注意（登録事項（生産する事業場の名称又は所在地）の変更に係る届出は必要）	
	生産工程に造粒又は粉碎、戻し工程、篩がけ等の工程を新たに加える又は除くなど軽微な生産工程の変更が生じた場合	

【汚泥肥料】

	品質への影響が小さいと考えられるケース	具体的な例
原料を変更する場合	使用する原料の使用割合が変わる場合 注意（新たな汚泥原料を追加する場合は事前相談が必要）	
	使用する汚泥原料の受入をやめる場合	
	定常的に使用してきた原料について、使用しないケースが想定される場合	・生産工程の概要（備考）への「ただし〇〇は使用しない場合がある」の追加記載
	動植物質原料の受入れ先の追加・変更・削除された場合 注意（BSE規制に係る原料（牛、豚、鶏等由来）の追加時は事前相談が必要）	
	原料の調達先の社名が変更された場合	
材料を変更する場合	使用する材料について使用量を低減する場合	
	定常的に使用してきた材料について、使用しないケースが想定されるようになった場合	・施行規則第4条第4号への「ただし〇〇は使用しない場合があ

		る」の追加記載
	自社におけるこれまでの使用実績の範囲内で使用する材料を追加または変更する場合	
	使用する材料の商品名が変更された場合	
生産工程を変更する場合	生産工程に造粒又は粉碎、戻し堆肥、篩がけ等の工程を新たに加える又は除くなど軽微な生産工程の変更が生じた場合	
	腐熟期間の変更	